

契約手続における押印等の見直しについて

総務省統計局の契約手続について、下記のとおり、運用を見直すことといたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 総務省統計局では、オンライン手続推進の観点から、原則全ての入札について、電子調達システム（政府電子調達：GEPS）による入札手続を行っておりますので、御理解・御協力をお願いいたします。
- 2 電子調達システム（政府電子調達：GEPS）が利用できない場合の書面手続については、以下のとおり運用を見直します。
 - (1) 入札手続関係
入札参加に当たり、提出が必要な書類については、押印不要とします。
【注】 ※書類の提出方法その他詳細については、各案件の入札説明書、応募要領等を御確認願います。
 - (2) 契約手続関係
契約書を除く書類（請書、見積書、請求書、検査調書等）について、押印不要とし、電子メールによる提出も可能とします。
【注】 ※請求書及び検査調書の提出については、検査職員（各契約案件の担当課）宛てに提出いただくようお願いいたします。
※契約書については、会計法令上、押印が義務付けられているため、引き続き押印が必要です。
 - (3) 提出書類についての留意事項
押印不要化に当たり、**提出書類については、責任者及び担当者の役職、氏名及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を必ず記載願います。**
【注】 ※確認のため、必要に応じ、当局から連絡させていただく場合があります。
※新規の取引の場合など更なる確認が必要な場合には、必要に応じ、責任者又は担当者の本人確認書類（運転免許証等）の写しをご提出いただくことがあります。
 - (4) 実施時期
令和3年2月1日以降の入札・契約手続から順次実施することとし、令和3年度から本格運用することといたします。

以 上